

議案第58号 三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

福祉医療費助成制度の所得要件である市県民税所得割額の算定に係る租税特別措置法の改正に伴い当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】

租税特別措置法

【内 容】

市県民税所得割納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の者は納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族1人につき、市県民税1万円が減税される。これに伴い、租税特別措置法の条ずれが発生するので所定の条項整備を行うもの。

【予算措置】

令和6年度当初予算	高齢期移行	3,200 千円
	重度障害	191,353 千円
	高齢重度障害	120,736 千円
	母子家庭	26,039 千円
	乳幼児等・こども	444,325 千円

【施行期日】

公布の日